

# 身体障害者 旅客運賃割引規程 (嵐山線・鋼索線・架空索道)

1952. 6. 1 制定

1959. 2. 1 改正

1982. 7. 20 改正

1995. 10. 1 改正

2010. 5. 12 改正

2019. 7. 1 改正

京福電気鉄道株式会社

# 身体障害者旅客運賃割引規程

(嵐山線・鋼索線・架空索道)

(適用範囲)

第1条 この規程は身体障害者が単独又は介護者とともに、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線（以下連絡他社線という。）を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第2条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の1に該当する者をいう。

- (1) 視覚に障害がある者
- (2) 聴覚又は平衡機能に障害がある者
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者
- (4) 肢体不自由者
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に障害がある者

2 前項の身体障害者を次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

- (1) 第1種身体障害者とは次に掲げる者及びその障害度より重い者をいう。
  - イ 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下の者
  - ロ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の者
  - ハ 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下の者
  - ニ 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者
  - ホ 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上で失った者
  - ヘ 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者
  - ト 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者
  - チ 心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者
  - リ ぼうこう又は直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者
  - ヌ 前各号の障害の種類を2以上有し、その障害の総合の程度が前各号に準ずる者
- (2) 第2種身体障害者とは前各号以外の者をいう。

(介護者)

第3条 身体障害者が、第1種身体障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。ただし、特に事情があると当社係員が認めたときは、2人の介護者をつけることができる。

- 2 前項の介護者は当社係員が介護能力があると認められる者であってその購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、6才未満の身体障害者はのぞく。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は次の通りとする。

- (1) 普通乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合及び第1種、第2種の身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

ただし、架空索道については、通学定期乗車券及び回数乗車券は発売していない。

- 2 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。

ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注)介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、当社線及び連絡他社線の各駅相互間とする。

ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、その乗車区間が当社線及び連絡他社線を通じて、片道100キロメートルをこえる区間に限る。

(割引率)

第6条 身体障害者及び介護者に対する割引率は50パーセントとし、は数計算した額とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

(注) 6才未満の身体障害者は無賃であるが、その介護者についても割引の取扱をする。

(介護者の同行)

第7条 介護付用乗車券は身体障害者と、その介護者が同一の列車により、乗車する場合に限って有効とする。

(発行方)

第8条 身体障害者が身体障害者手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面(往復券及び回数券については各券片)に、直径約1.5センチメートルの身又は障の表示をする。

2 ワンマンカーにあっては、身体障害者手帳の確認をした上で、普通旅客については、割引の運賃額を収受する。

(注) 介護付用乗車券として、小児用定期乗車券を発売する場合は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には身又は障の表示をする。

(旅客運賃払いもどし及び乗車変更)

第9条 介護付用乗車券の旅客運賃払いもどし及び乗車変更は、身体障害者に対する乗車券と、その介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合でなければ取扱をしない。

(身体障害者手帳の携帯)

第10条 身体障害者は乗車券購入の際及び乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、当社係員の請求があったときはいつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各号の規定以外の取扱方は旅客営業に関する一般の規定による。